

一九九七年一月

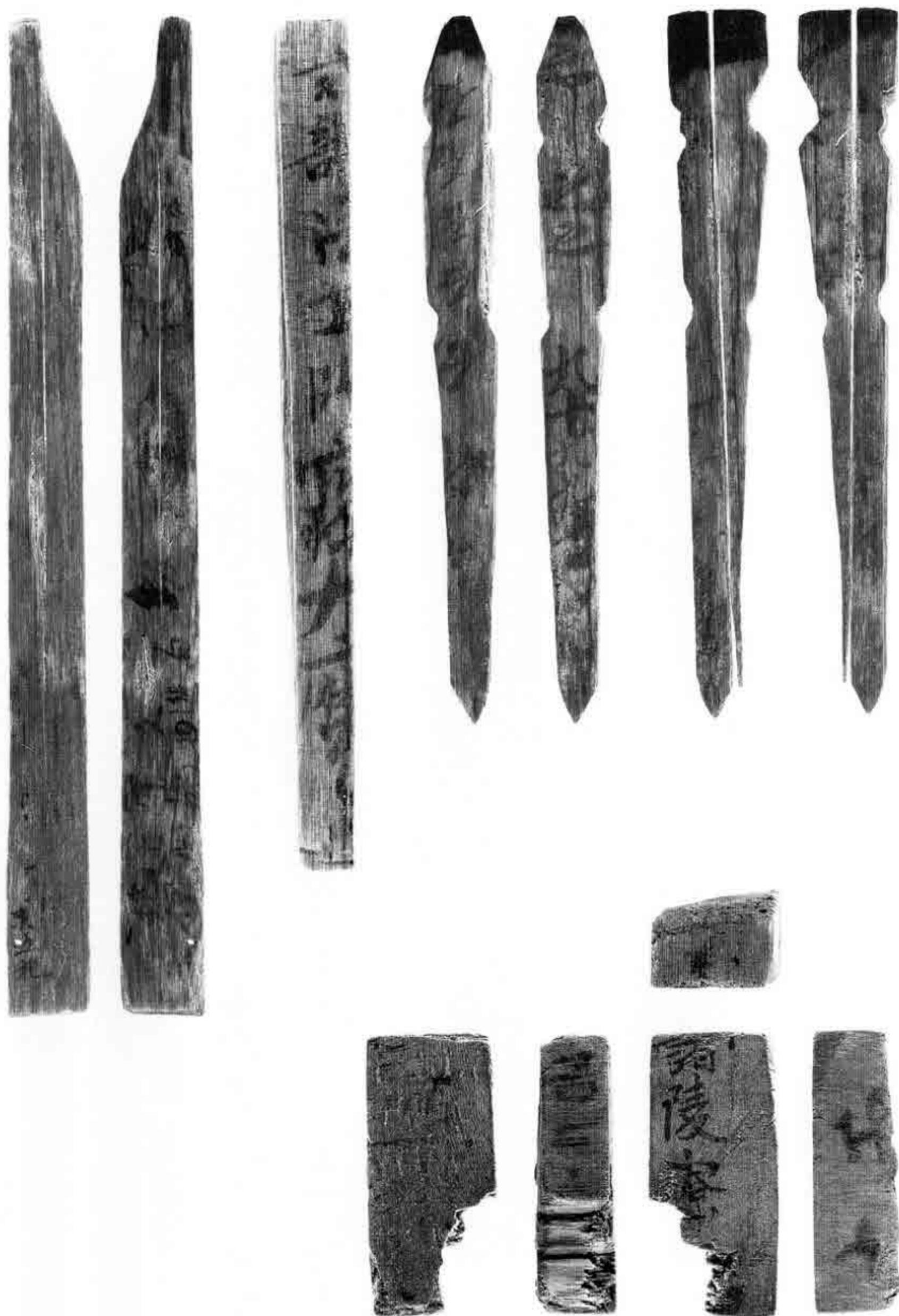
平城宮発掘調査出土木簡概報(三)

二条大路木簡七

付 平城宮発掘調査出土木簡概報(一)(二)(三)訂正

奈良国立文化財研究所

図版一 第二六七次調査SD一七三五二出土木簡、第二六九一五次調査SD七〇五〇出土木簡



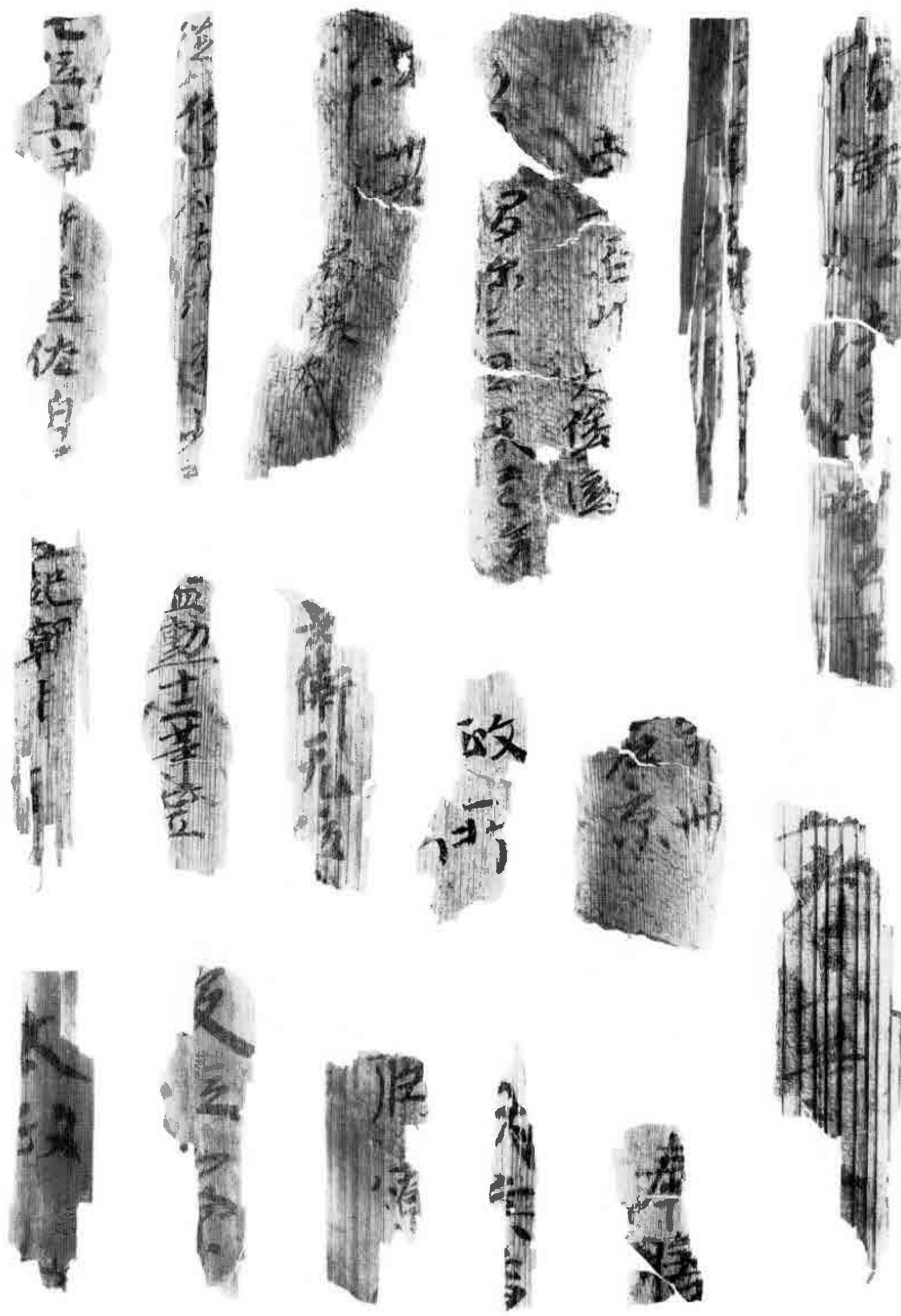
(4 : 5, 左端の1点のみ2 : 5)

図版二 第二七三次調査SE一七五〇五・SE一七四八八出土木簡、第二〇四次調査SD五三〇〇・SD五三二〇出土木簡

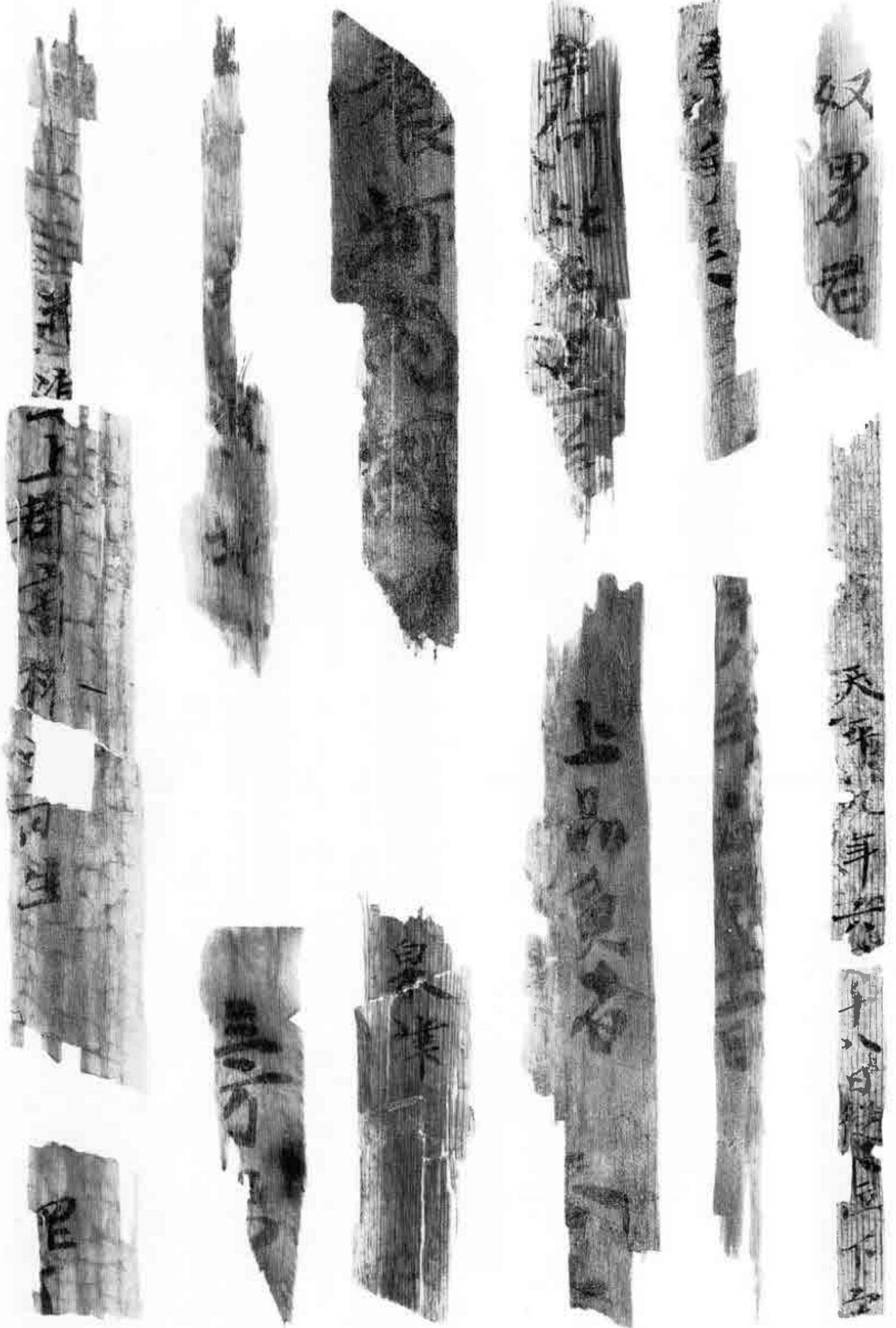


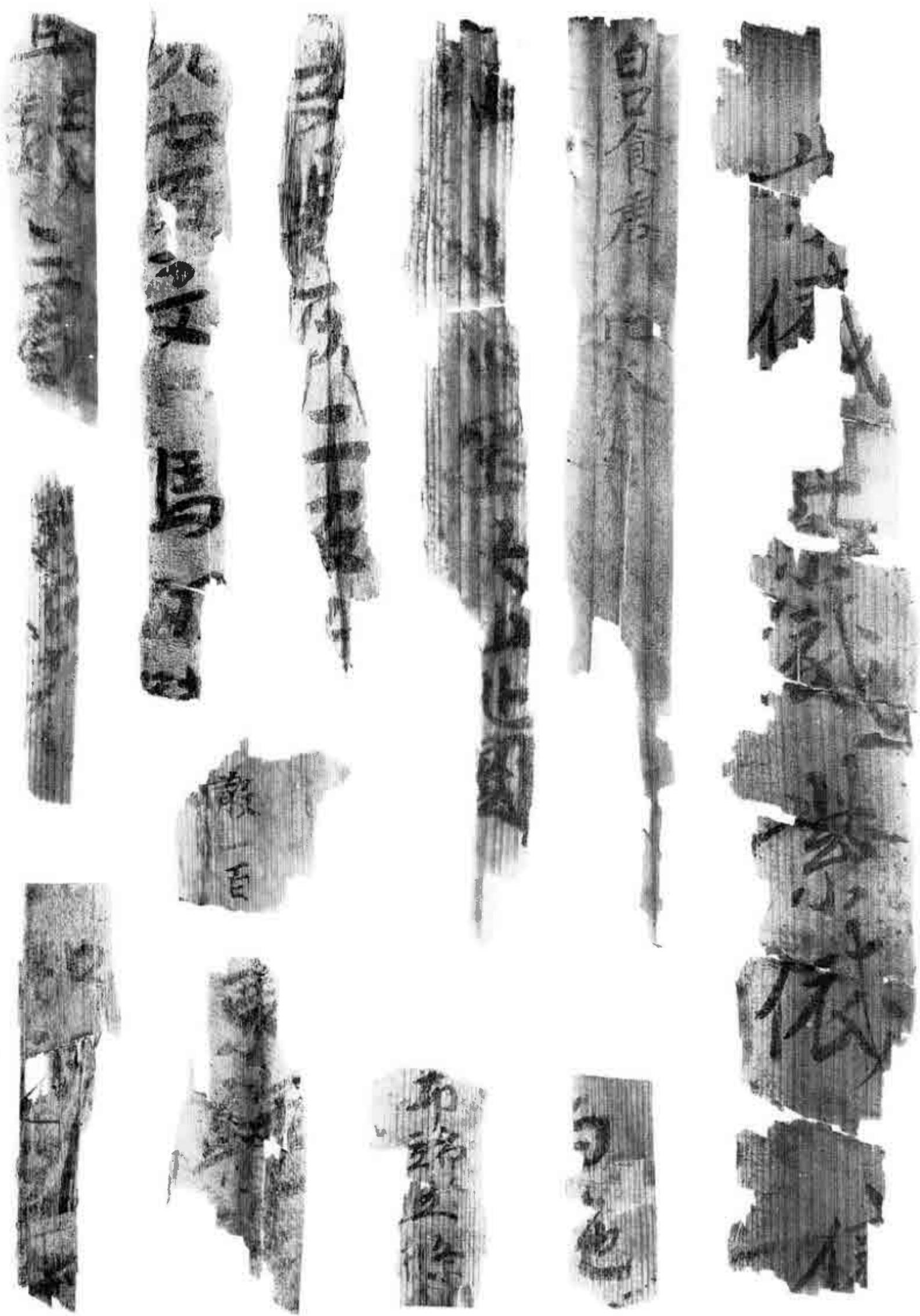
図版三 二条大路濠状遺構南SD五一〇〇出土木簡一





図版五 二条大路濠状遺構南SD五二〇〇出土木簡三





この概報には、一九九六年度に平城宮 京跡から出土した木簡、及び「二条大路木簡」の一部を収録した。

このうち、「二条大路木簡」については、その整理 解読の成果の一部を『平城宮発掘調査出土木簡概報』二二、『同』二四、『同』二九、『同』三〇、『同』三一、『同』三二において順次公表してきた。本号では、「二条大路木簡」と総称しているSD五一〇〇、SD五三〇〇、SD五三一〇の三条の濠状遺構から出土した木簡のうち、二条大路の南端に掘られたSD五一〇〇出土の削屑の一部を中心に収録する。本号で「二条大路木簡」の概報は完結する。

## 一、木簡出土の地点と状況

### 一九九六年度の調査

#### 第二六七次調査（6AAW区）

（一九九六年四月～七月）

この調査は、いわゆる第二次朝堂院（東区朝堂院）の南限区画施設と朝集殿院の東限区画施設の検出、およびこれらに囲まれた朝集殿院のうち、東朝集殿の北側の区域の状況の把握を目的としたものである。調査面積は約二三〇〇㎡である。

検出した奈良時代の主な遺構は、奈良時代前半の朝堂院南限掘立柱塀SA一六九六〇、これを奈良時代後半に建て替えた築地SA一七〇一〇、

朝集殿院東面築地SA五九八五、基壇建物（東朝集殿）SB六〇〇〇の他、溝一〇条などである。これらの遺構は、下層の奈良時代前半のもの、下層から上層へ建て替える時期のもの、上層の奈良時代後半のもの、三時期に分けられる。

木簡は、東西溝SD一六九四〇から三点（全て削屑。釈読不能）、下層から上層への建て替えの時期の南北溝SD一七三五一とこれか東折した東西溝SD一七三五二のいずれも下層の砂層から計四五六点（うち削屑四〇二点）が出土した。

東西溝SD一六九四〇 朝堂院南面掘立柱塀SA一六九六〇の南約一〇五mの位置でこれに平行して朝集殿院内を東西に延びる幅約一五m、深さ約六〇cmの素掘り溝である。平城宮造営当初に掘られ、短期間のうちに埋め戻されたと考えられる。東端では埋め戻し後に朝集殿院東限築地SA五九八五を造成しているか、SD一六九四〇はこの位置で急に浅くなっており、東には延びない。水が流れた痕跡を示す堆積もほとんど見られないことから、排水などのための溝ではなく、宮造営に伴う何らかの区画溝と考えられる。

南北溝SD一七三五一 朝堂院東限から西へ約一〇mの位置を南流する幅約一五m深さ約六〇cmの素掘りの溝である。北端は朝堂院南限より北約二mの位置から始まっており、これより北へは延びない。人為的に一度に埋められた状況を呈しているか、北端から約一五mの位置より南は埋め土の下に水流による堆積を示すとみられる砂層が検出された。朝堂院南限区画施設との関係を見ると、SD一七三五一は朝堂院南限下層掘立柱塀SA一六九六〇の抜き取り穴および上層築地SA一七〇一〇の

基壇積み土の少なくとも一部を切っているか、築地北雨落溝SD一七〇一には切られている。従って上層築地SA一七〇一〇の築造過程で埋められていると判断される。

SD一七三五一は、南端で西から流れてきた東西溝SD一七三五〇（掘立柱塀SA一六九六〇の南約一九mの位置で東流する幅約一m深さ約六〇cmの素掘り溝）と合流し、東西溝SD一七三五二として東流する。合流点では溝の底かSD一七三五〇の方が高く、滝状に落ちている状況がみられる。

東西溝SD一七三五二 SD一七三五一かSD一七三五〇との交点で東折したもので、幅約二・八m、深さ約一mの素掘り溝。SD一七三五一と同時に埋められており、埋土下層にはSD一七三五一と一連の砂層か

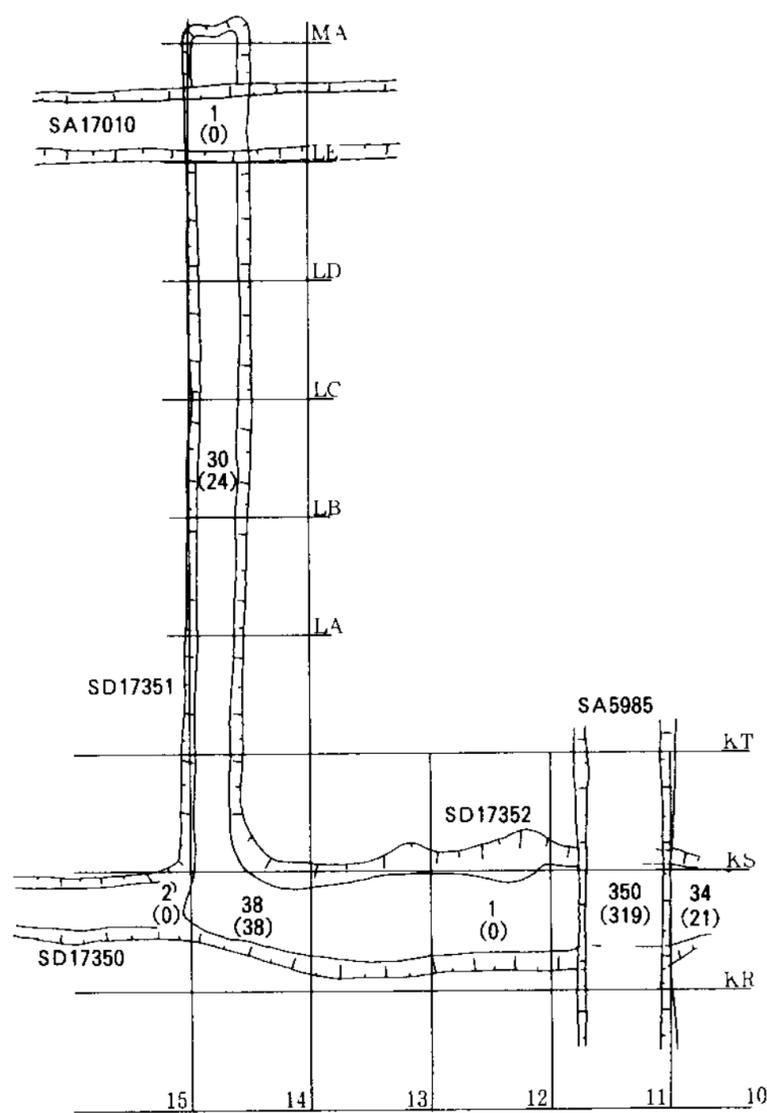


図1 第267次調査 SD17350・SD17351・SD17352の  
小地区割と出土木簡点数  
(括弧内は削屑〈内数〉) (1 300)

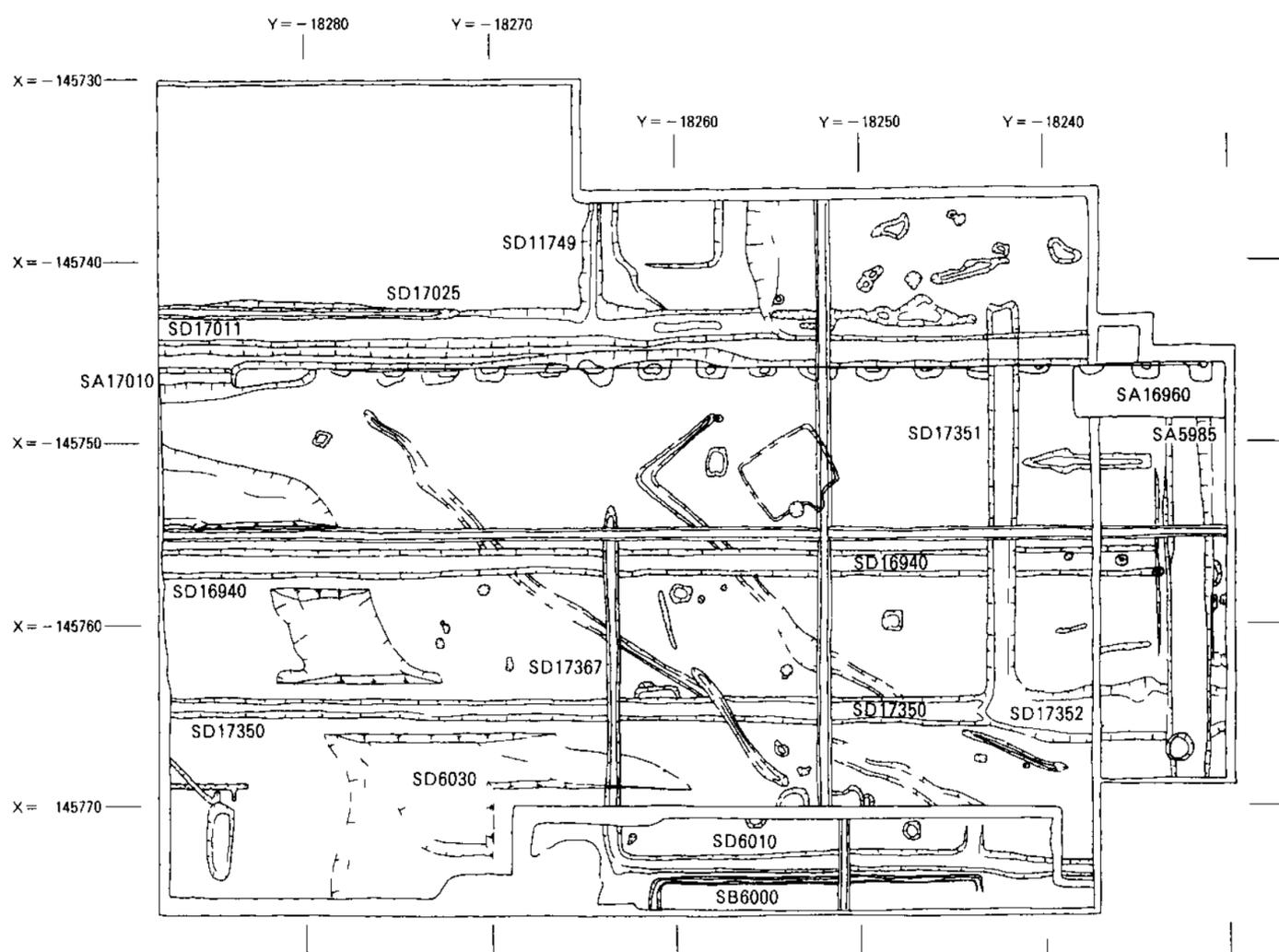


図2 第267次調査遺構平面図 (1 600)

堆積していた。SD一七三五二を埋め戻した後に、朝集殿院東限築地SA五九八五が造られている。

なお、SD一七三五〇とSD一七三五一 SD一七三五二の合流点における堆積状況からみて、SD一七三五〇の方が他の二条の溝よりも先に埋められているか、ある時点までは同時に機能していたとみられる。これらは下層掘立柱塀SA一六九六〇の抜き取り後に掘られ、上層築地SA一七〇一〇の基壇築造過程のある段階までは機能していたか、SA一七〇一〇 SA五九八五の完成時点では埋められている。このことから、これら三条の溝SD一七三五〇 一七三五一 一七三五二は、東区朝堂院下層南門 掘立柱塀をすへて取り壊し、上層の南門 築地などを造営している時期に、朝堂院 朝集殿院の排水を行なうための溝であったと考えられる。

#### 第二六九―五次調査(6AFJ区)

(一九九六年七月)

この調査は店舗駐車場建設の事前調査で、左京三条一坊七坪東辺部と東一坊坊間路にあたる。検出した奈良時代の主な遺構は、東一坊坊間路と東西両側溝、七坪の東面築地、西側溝から分流する斜行溝、土坑、溝などである。

このうち木簡は東一坊坊間路西側溝SD七〇五〇から一〇点(うち削屑三点)が出土した。SD七〇五〇は幅約五 二〇六 cm、深さ約一 三mの素掘り溝である。

#### 第二七三次調査(6AAI区)

(一九九六年一〇月―一九九七年二月)

一九九〇年の第二〇五次調査以来、平城宮南面東門である壬生門北方で、東側に式部省、西側に兵部省の遺構(いずれも奈良時代後半)を確認してきたか、今回の調査区はその式部省の東方の官衙区画にあたる。この区画では既に第二二二 二三六 二五六次調査によって、奈良時代前半の式部省、奈良時代後半の神祇官西院と推定される官衙の遺構を検出しており、今回の調査はその東限の確認、既発掘区と平城宮東面築地間の様相の解明などを目的とした。調査面積は約二四〇〇m<sup>2</sup>である。

検出した主な遺構は、基壇建物二棟、掘立柱建物一七棟、門三棟、掘立柱塀九条、溝一条、暗渠一基、井戸二基など、これらの遺構はA期(奈良時代初期)、B期(奈良時代前半)、C期(奈良時代前半後半)、D期(奈良時代後半)、E期(長岡京遷都後)の五時期にわたる変遷がある。木簡は、井戸SE一七四八八から七点(全て削屑)、井戸SE一七五〇五から二一三点(うち削屑二一〇点)の、計二二〇点か出土した。井戸SE一七四八八 D期の基壇建物北端の下層で検出した井戸。A期に設けられB期まで存続する。方形横板組(仕口は相欠き)内法寸法一三二cmの井戸枠最下段のみか遺存し、これより上部は抜き取られていた。木簡は井戸枠内から三点、井戸枠抜き取から四点(釈読不能)出土した。井戸SE一七五〇五 D期の二棟の基壇建物の間に位置する檜材一本切り抜き井戸をもつ井戸。井戸は現存高さ約一 八m外径一 一mの一 三m材厚一〇―二〇cm、一部に樹皮が残り、この部分のサンプルによる年輪年代測定の結果、養老七年(七二三)に伐採されたことか明らか

になった。材の大きさからも転用材とは考えにくく、設置は伐採から程  
ないC期に遡る可能性が高い。木簡は掘形から一点、井戸枠採取から一  
四六点（全て削屑）、井筒内から六六点（うち削屑六四点）か出土した。

第二七六次調査（6ALF区）

（一九九七年二月～四月）

この調査は平城宮東張出部の南部にある園池（東院園池）の復原整備  
事業に伴うものである。調査区は三カ所に分かれるか、木簡か出土した  
のはそのうちの一つ、第四四次既調査区の精査（約六八〇㎡）及び第四  
四次調査で未発掘の水田畦畔部（約九〇㎡）の調査を行なった部分で、  
南面大垣SA五五〇五の周辺状況を説明することを目的とした。

検出した遺構はA期、A期、B期、C期、D期、E期、F期の計七  
期に分かれる。木簡は、南北溝SD五八三〇Bから七二九点（うち削屑  
六九七点）か出土した。

SD五八三〇Bは、上層の園池SG五八〇〇Bの排水を二条条間路北  
側溝SD五二〇〇に流すE～F期の南北溝である。C～D期には、上層  
園池の排水溝としてSD五八三〇Aか機能していた。これは現状で幅約  
一七m深さ約五〇cmの素掘り溝である。溝底に五～六mことに一カ所、  
一对の横木か遺存しており、横木の上に木樋を据えて暗渠としていたと  
考えられる。これがE期になると、南面大垣の下の木樋暗渠を撤去し、  
石組溝SD五八三〇Bか設けられる。木簡はいずれもこの部分の溝底の  
堆積層から出土した。

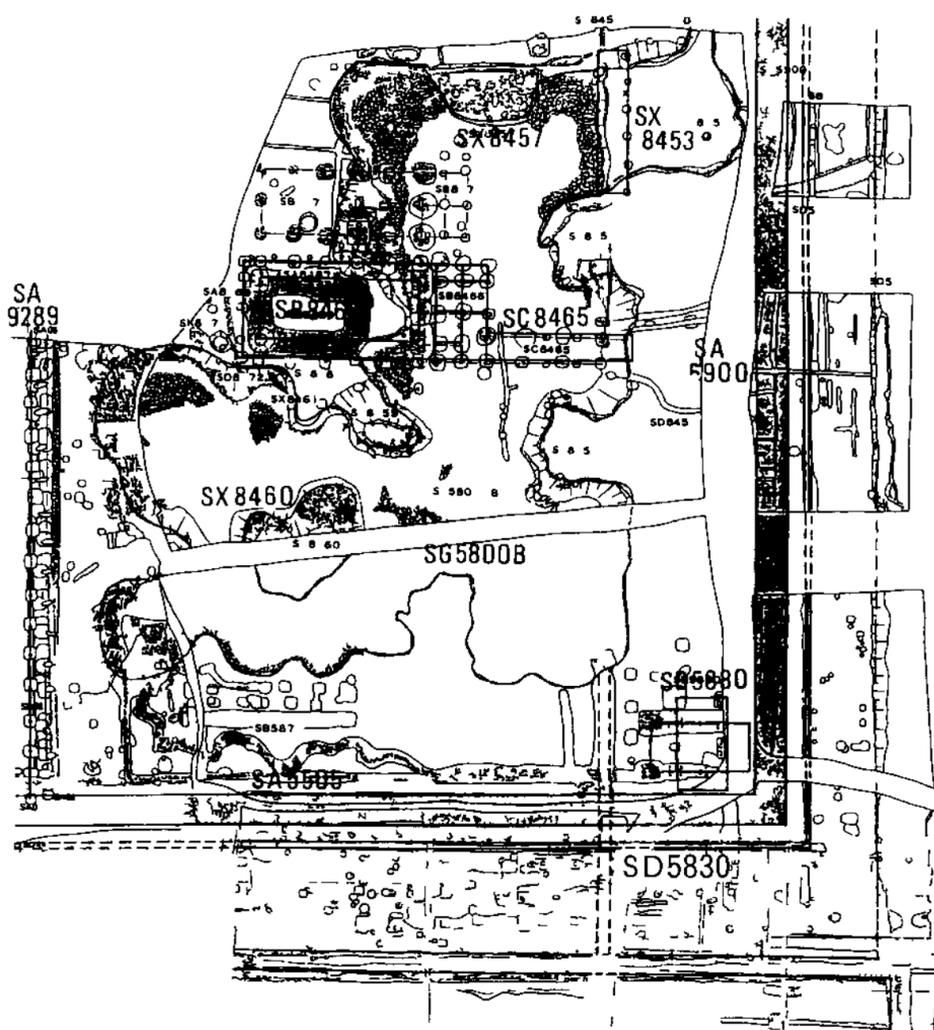


図4 奈良時代後半の東院園池遺構概念図

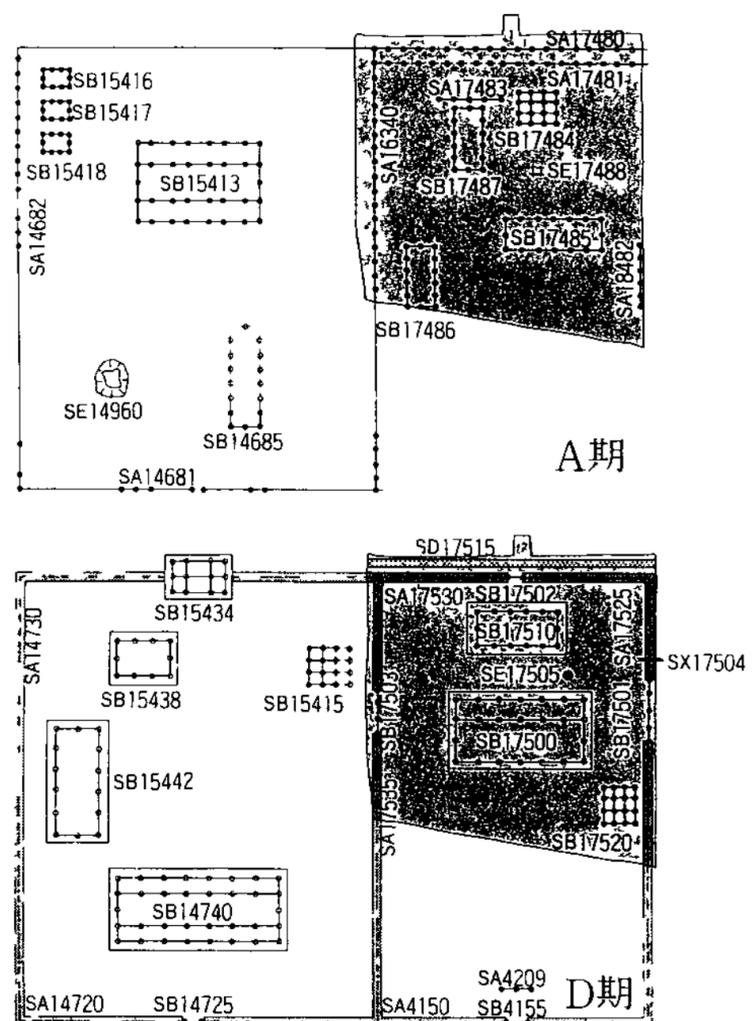


図3 式部省東自衛遺構変遷図 (B・C期を除く)

(一九九七年一月～三月)

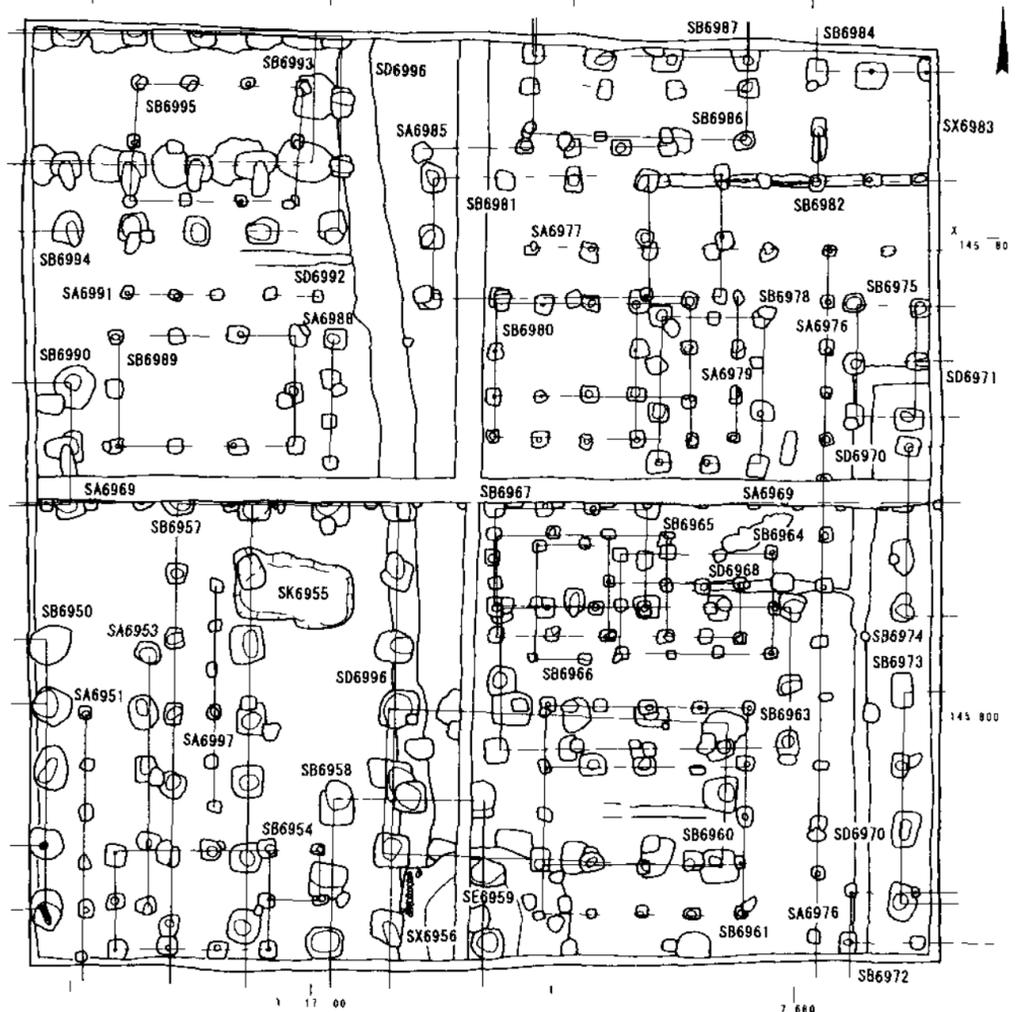
この調査は分譲住宅建設に伴うもので、平城京左京二条二坊十一坪にあたる。平城宮東張り出し部と西北隅を接し、法華寺西南隅にあった阿弥陀浄土院と二条大路を挟んで向かい合う。検出した遺構は塀六条、掘立柱建物二七棟、溝四条、井戸一基、土坑一基など、大きくA～Eの五時期(D期はD1 D2の二小期)に分けられる。

このうちD期(天平年間初頭頃～神護景雲年間)には、東西棟建物SB六九五〇を中心に、後殿SB六九九〇 六九九三、東脇殿SB六九五七が配置された、コの字形ないし口の字形の左右対称の整然とした建物配置を想定できる。同時期には南側の十二坪でも四面庇付き礎石建物を中央に置き、周囲を掘立柱の複廊で囲む極めて特異な配置の建物群が見つかっており、京内では稀な施釉瓦の出土が顕著な点でも共通する。この時期の左京二条二坊十一 十二坪には、宮的、公的な色彩の強い共通性のある造営 運営を認めることかてきる。

木簡は土坑SK六九五五から一〇点(うち削屑二点)、D2期の掘立柱建物SB六九九四柱掘形から二点(うち削屑一点)か出土した。

この他の文字資料として、SK六九五五から「<sup>相カ</sup>撲所」「上」「小便」「主水」「下」「万」などの墨書土器、包含層から「大志/番」と記された墨書土器か出土した。また、文字は判読できないか、墨痕の認められる小片の漆紙文書か一点包含層から出土した。

以上、一九九六年度の発掘調査の詳細については『奈良国立文化財研究所年報一九九七―III』(一九九七年)を参照されたい。



## 「二条大路木簡」に関わる調査

第二〇〇次調査（6AFI区）

（一九八九年三月～四月）

第二〇〇次補足調査（6AFI区）

（一九八九年七月）

第二〇〇四次調査（6AFF区）

（一九八九年七月～九月）

一九八六年から一九八九年にかけて行われたテハート建設に先立つ調査では大量の木簡が出土したか、平城京左京三条二坊八坪と二条二坊五坪の間を通る二条大路の南北両端に掘られた三条の濠状の遺構から出土した木簡を、「二条大路木簡」と総称している。出土点数は、総計約七四〇〇点にのほる。本号では『平城宮発掘調査出土木簡概報』二二、『同』三〇、『同』三一、『同』三二に引き続き、二条大路南端に掘られた濠状遺構SD五一〇〇出土の木簡を中心に報告することとした。

SD五一〇〇から出土した木簡のうち、削屑（〇九一型式の木簡）以外の木簡については、既に『平城宮発掘調査出土木簡概報』二二、『同』三〇、『同』三一においてその報告を終えている。また、削屑についてもその一部を『同』三〇、『同』三二に掲載した。SD五一〇〇の調査は、第一九三次調査B区、第一九七次調査、第二〇〇次調査 同補足調査の計四次にわたったか、本号に収録したのは未報告の削屑のうち、SD五一〇〇中央の八一m（U〇一九～四五）を調査した第二〇〇次調査 同補足調査、及び出土調査次数不明の削屑である。二条大路木簡については、本号をもって概報は完結となる。

SD五一〇〇は、二条大路の南端を大路に沿って東西に走る濠状遺構である。当初は二条大路の南側溝ではないかと考えたか、この溝の二m南に南側溝SD五一〇五を検出し、それか東二坊坊間路西側溝SD四六九九へ行くことか判明した。一方、SD五一〇〇の東端はSD四六九九の一 二m西で途切れ、西端も一坪 八坪の境で止まる。また途中で流入 流出する施設もなく、濠状ではあるか流れた痕跡がない遺構である。幅二 六m、深さ〇 九mで、全長一二〇mをほぼ完掘した。土層は四層に分かれ、上から「暗灰褐色砂質土層」「炭層」「木屑層」「黒灰色粘土層」となる。最上層の「暗灰褐色砂質土層」は埋め立ての土で奈良時代後半の遺物を含むか、以下の三層は堆積土で、木簡は全てこの三層から出土した。木簡に記す年紀は和銅五年～天平一一年で、特に天平七八年が多い。

SD五一〇〇出土の木簡の点数は、表に示した通りである。SD五一〇〇全体で約三八〇〇点という概数に大きな変化はないものの、今後整理 解読の進展に伴って若干の変動が見込まれる。

「二条大路木簡」全体の性格について確言することは困難であるか、最近の検討により、一応の結論に達している（『平城京左京二条二坊三条二坊発掘調査報告』一九九五年）。それによると、木簡は基本的に南の左京三条二坊と北の左京二条二坊から廃棄されたもので、遠方から運び込まれたとは考えられない。従って、その内容は南北に隣接する場所の性格と密接に関連する。従来より木簡の内容については、天皇 皇后など公的色彩の強い一群と、貴族の家政に関わる一群とに分かれると考えてきたか、この点は継承すへきてある。但し、点数的にはこれまで

表1 SD5100出土木簡点数表

1997年11月現在

地区	第193次調査B区		第197次調査		第200次調査		第200次補足調査		計
	木簡	削屑	木簡	削屑	木簡	削屑	木簡	削屑	
U009	12	37							49
U010	29	149							178
U011	52	46							98
U012	161	2030							2191
U013	110	870							980
U014	102	434							536
U015	72	45							117
U016	18	7							25
U017	21	9							30
U018									
U019					1	3			4
U020					39	60			99
U021					26	28			54
U022					91	111			202
U023					44	31			75
U024					49	32			81
U025					45	76	12	11	144
U026					19	60	71	234	384
U027					145	512	106	173	936
U028					296	750			1046
U029					198	348			546
U030					165	432			597
U031					121	238			359
U032					156	349			505
U033					140	512			652
U034					85	340			425
U035					137	333			470
U036					162	328			490
U037					122	287			409
U038					178	966			1144
U039					315	660			975
U040					194	1044			1238
U041					487	1880			2367
U042					634	3076			3710
U043					451	2458			2909
U044					439	2168			2607
U045					278	1636			1914
U046			342	768					1110
U047			276	877					1153
U048			285	741					1026
計	577	3627	903	2386	5017	18718	189	418	31835
U0Z	木簡585 削屑5851								6436
総計	4204		3289		23735		607		38271

× U0Zには 各次数の調査 及び調査次数不明のものを含む

表2 SD5300・5310出土木簡点数表

1997年11月現在

地区	第198次調査B区		第204次調査		計
	木簡	削屑	木簡	削屑	
JF08	254	1819			2073
JF09	355	3354			3709
JF10	327	3761			4088
JF11	347	6421			6768
JF12	514	2675			3189
JF13	245	1887			2132
JF14	29	178			207
= JD17			311	1813	2124
JD18			140	368	508
JD19			74	193	267
JD20			30	346	376
JD21			35	170	205
JD22			88	399	487
JD23			53	172	225
JD24			191	711	902
JD25			122	503	625
JD26			103	637	740
JD27			191	1047	1238
JD28			415	791	1206
JD29			1459	1728	3187
JD34			274	361	635
JD35			18	74	92
JFZ	48	686			733
JOZ			69	165	234
計	2119	20780	3573	9478	35950

SD5300 木簡5331点 削屑29658点 計34989点  
 SD5310 木簡292点 削屑435点 計727点  
 不明 木簡69点 削屑165点 計234点

二条大路葺状遺構北総計35950点(うち削屑30258点)  
 二条大路葺状遺構南総計38271点(うち削屑31000点)  
 二条大路木簡総計74221点(うち削屑61258点)

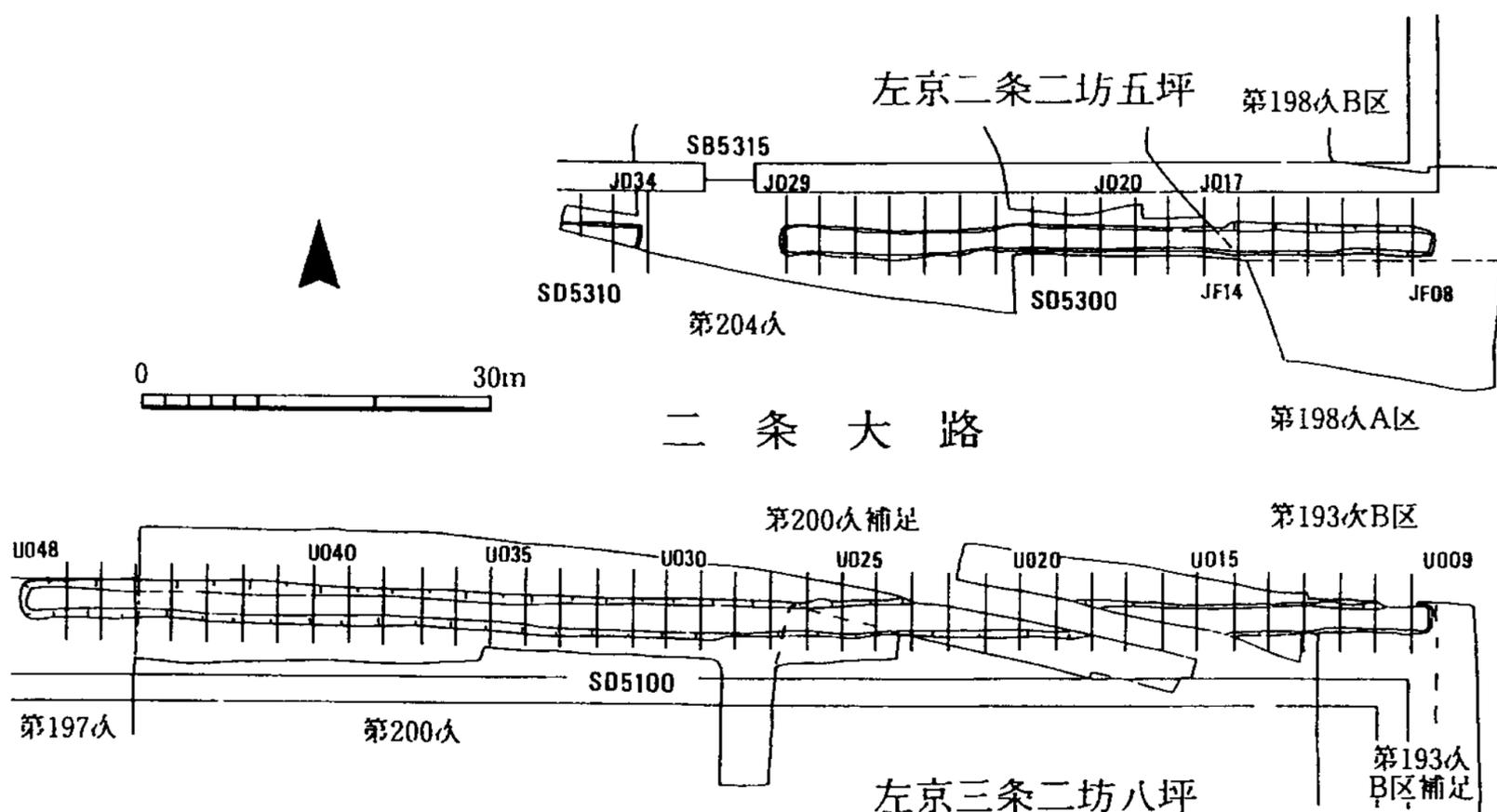


図7 SD5100・5300・5310の平面図と小地区割

考えていたよりは前者の比率が高いものと判断した。そして具体的には、前者は衛府などか守衛すへき場所の木簡群であり、内容からこれを皇后宮の木簡と結論つけた。そして、それらは南の遺構から廃棄されたと見るへきてあり、恭仁遷都以前の左京三条二坊一 二 七 八坪、つまり長屋王宅の跡地は光明皇后の皇后宮であったと推定した。一方、後者の貴族の家政に関わる木簡群については、従来の見解を踏襲し、兵部卿藤原麻呂家の木簡とみて、その邸宅を北の左京二条二坊の地に推定した。なお、「二条大路木簡」に関連する発掘調査の成果の詳細については、『平城京左京二条二坊 三条二坊発掘調査報告』を参照されたい。

## 二、凡 例

(一) 木簡は内容により、文書、付札、その他の順に排列するのを原則とした。

(二) S D五一〇〇出土の「二条大路木簡」の削屑の収録及び排列は、次に掲げる基準によった。また、その他の調査で出土した削屑についても、概ね同様の基準によった。

① 四字以上(疑問の残る文字を含む)判読したものは全て収録する。  
② 判読した文字が三字以下の場合でも、次に該当するものはてきるだけ収録する。

a、文書様式 b、官職名 c、位階 d、人名 e、地名  
f、年号 日付 g、その他注目すべきもの

なお、人名は原則として姓または名か完存するものに限る。

「麻呂」または「万呂」とのみ残るものについては、完存か否かの判断が困難であるので収録しない。

③ 排列は概ね次の順序に従い、関連する内容のものは適宜類収した。また、削屑に限り、点数に鑑みて特に三段組とした。

a、文書木簡の削屑 b、勤務評定に関わる木簡の削屑

c、官職名 d、位階 e、人名 f、地名 g、物品名

h、名数 i、習書木簡の削屑 j、横材木簡の削屑

(三) 釈文の漢字は概ね現行常用字体に改めたか、「龍」「廣」「寶」

「嶋」「籠」などについては右の字体を使用した。

(四) 釈文に加えた符号は次の通りである。

木簡の表裏に文字のある場合、その区別を示す。

○ 木簡の上端もしくは下端に孔か穿たれていることを示す。

□□□ 欠損文字のうち字数の確認できるもの。

□□□□ 欠損文字のうち字数か推定できるもの。

□□□□□ 欠損文字のうち字数か数えられないもの。

□□□□□□ 記載内容から、上または下に一字以上の文字を推定したもの。

同一木簡と推定されるか直接接続せず、中間の一字以上か不明なもの。

■ ■ ■ ■ ■ 抹消により判読困難なもの。

々々々 抹消部分の字画の明らかかな場合に限り、原字の左傍に付した。

「」 異筆、追筆。

「」 合点。

「」 校訂に関する註のうち本文に置き換わるべき文字を含むもの。

( ) 右以外の校訂註および説明註。

[x] 文字の上に重書して原字を訂正している場合、訂正箇所

左傍に を付し原字を上のを領て右傍または左傍に示した。

カ 編者か加えた註で疑問の残るもの。

マ、 文字に疑問はないか意味の通し難いもの。

(五) 釈文下の上段のアラビア数字は、木簡の長さ 幅 厚さを示す

(単位はmm)。欠損 二次的整形の場合、現存部分の法量を括弧つ

きて示した。なお長さ 幅は木簡の文字の方向による。

(六) 釈文下の中段に現在の遺存の形態を示す型式番号を記した。型式

番号は次の通りで、四桁の数字を用いているか、本概報では時代を

示す千の位を省き、下三桁の数字で表わした。なお端とは、木簡を

木目方向においた時の上下両端をいう。

6011型式 長方形の材のもの。

6015型式 長方形の材の側面に孔を穿ったもの。

6019型式 一端か方頭で、他端は折損 腐蝕などによって原形の失わ

れたもの。原形は6011 6015 6032 6041 6051型式のいずれかと推定される。

6021型式 小型矩形のもの。

6022型式 小型矩形の材の一端を圭頭にしたもの。

6031型式 長方形の材の両端の左右に切り込みをいれたもの。方頭

圭頭など種々の作り方がある。

6032型式 長方形の材の一端の左右に切り込みをいれたもの。

6033型式 長方形の材の一端の左右に切り込みをいれ、他端を尖らせ

たもの。

6039型式 長方形の材の一端の左右に切り込みがあるか、他端は折損

腐蝕などによって原形の失われたもの。原形は6031 6032

6033・6043型式のいずれかと推定される。

6041型式 長方形の材の一端の左右を削り羽子板の柄状に作ったもの。

6043型式 長方形の材の一端の左右を削り羽子板の柄状にし、左右に

切り込みをもつもの。

6049型式 長方形の材の一端の左右を削り羽子板の柄状にしているか、

他端は折損 腐蝕などによって原形の失われたもの。

6051型式 長方形の材の一端を尖らせたもの。

6059型式 長方形の材の一端を尖らせているか、他端は折損 腐蝕などによって原形の失われたもの。原形は6033 6051型式のいずれかと推定される。

6061型式 用途の明瞭な木製品に墨書のあるもの。( )内に製品名を註記した

6065型式 用途未詳の木製品に墨書のあるもの。

6081型式 折損・割截 腐蝕その他によって原形の判明しないもの。

6091型式 削屑。

括弧内の番号は、二次的整形の場合に推定できる原形の型式を表わす。

(七) 釈文下の下段に出土地点を示す小地区名(アルファベット 数字)を記した。『は地区不明を示す。複数の地区から出土した破片が接続したものは地区名を併記した。

なお、SD五一〇〇出土の削屑には紙ラヘルの溶解に起因する地区不明の木簡が多数含まれるか、今回報告分は、出土調査回数不明として別に項目を立てたものを除き、全て第二〇〇次調査(SD五一〇〇中央のU〇一九とU〇四五)出土である。

(八) 釈文の出土地点の下に付した「\*」印は、口絵図版に写真を掲げた木簡を示す。例えば、「\*3」は「図版三」に対応する。

木簡の釈読にあたっては、「長屋王家木簡検討会」(堀池春峰、岩本次郎、鬼頭清明、東野治之、綾村宏、舘野和己、寺崎保広、渡辺晃宏、古尾谷知浩、山下信一郎)の成果を取り入れ、また鷺森浩幸 鈴木景二 吉川聡 吉川敏子氏の助力を得た。また、編集に際しては、岩田敦子 大山綾子 神棒景子 北村有貴江 中岡泰子 南島真理子 八木典子氏の助力を得た。写真は佃幹雄 牛嶋茂の撮影による。本書の編集は古尾谷知浩 渡辺晃宏が担当した。



□連□□  
〔廣力〕

091 KR11

□〔腊力〕  
□壹籠 (荷札木簡ノ削屑力)

091(039) BL26 \*2

□寺  
桑原

091 KR11

□□  
兵主神社

091 BL26 \*2

第二六九―五次調査

井戸SE一七五〇五井戸梓抜取(6AAI区)

東一坊坊間路西側溝SD七〇五〇(6AFJ区)

□奉御

091 BL26

□□  
(右側面 左力天)

□座□□

091 BL26

諸陵寮  
(表面)

田田□□  
(左側面)

□郷家□

091 BL26

□□  
(裏面)

□□  
(上端木口)

(55) 25 (16) 011 OP12 \*1

井戸SE一七四八八井戸梓内(6AAI区)

〔券力〕

□書

091 BK27 \*2

□□  
右大 秦乙万呂

(248) (15) (5) 081 OP12

第二七三次調査

井戸SE一七五〇五井筒内(6AAI区)

第二七六次調査

石組溝SD五八三〇B(6ALF区)

〔斤力〕

□四□□□四升蝮三斤拾兩

堅魚六斤五兩 海藻六斤五兩 腊一斗五□

□□  
田部常万呂

(216) (30) 5 081 AH22

厩四口坏八口塩四升□□

(木簡ヲ刀形ニ一次的ニ整形ノタモノカ)

(168) 24 2 061 BL26 \*2

〔豎力〕  
内□□

(123) (9) 3 059 AH22

五稲人

〔六カ〕  
□位上

091 AH22

□□

〔二カ〕大万呂

〔六カ〕  
□位下□

091 AH22

〔二カ〕川成

從八位上大蔵

091 AH22

八月下番□

〔止カ〕  
无位□支里

091 AH22

□□

(61) (13) 2 081 AH22

散位

091 AH22

〔舍人力〕

〔平神護二年カ〕

〔吉カ〕〔黄カ〕

091 AH22

左京 天□□□□□

091 AH22

□弥侯□

第二七九次調査

□番長

091 AH22

土坑SK六九五五(6AFF区)

□□合伍人○□

(162) 28 5 019 D069

麻呂年

091 AH22

□二月十日

091 AH22

〔卅カ〕

若狭国遠敷郡遠敷郷 秦曰佐大村  
御調塩三十

夕百□

091 AH22

天平寶字六年九月

178 36 5 031 D069

〔去カ〕

□上

091 AH22

□□

137 20 3 033 D069

〔腊籠カ〕

年卅一

091 AH22

建物SB六九九四柱掘形(6AFF区)

〔天カ〕

□平□

091 AH22

進進数 □意

091 EA70

二条大路木簡(七)

符□

U030

若急々者

U028

第二〇〇次調査 同補足調査

牒 奴□□

U045 \*3

□恐々謹

U041

二条大路濠状遺構南SD五〇〇(6AFI区)

牒

U041

恐々

U041

〔申カ〕

〔寅カ〕

□□西戌亥子丑寅卯辰巳午未申酉戌亥子丑□

□府奏

U038 \*3

□牟可比為互□□

U041 \*5

(83)(7)1 081 U027

□□

玖頭

(32)(9)1 081 U02

司進上

U045

比止比乎□

U041

進上

U02

申進

U045

判□□□

U039

×以下ノ木簡は何レモ〇九一型式ニツキ 型式番号ノ註記  
ハ省略ス

申宿

U044 \*3

判□

U039

〔請カ〕

□□謹解申□□

召□

U028

中善四惟裕鷹

U041

〔謹解カ〕

□□

□属忽得□〔病カ〕

U031

□起去□

U02

〔衛カ〕

□府移

□務省

U038 \*3

右得所□□〔部カ〕

U038

恩□

U02

符□

U028

右□人〔甘カ〕

U02

上門

U041

符□

U043

□火急

U028

井□〔上カ〕

U045

宿直資

□等歷□  
[名力]

食米合一□  
[十力]

升 内資人四升 □□

真□一升  
[龍力]

忍□乙万呂八合 □  
[坂力]

□部黒万呂一升二合  
[枝力]

□廣椅八力  
□□合

凡□万呂六□  
[合力]

□万呂八合

□大原□  
[充力]

合 充丈部大  
□□

□合 充忍海□

U029

正六位上大伴首名

日百五十  
□五十  
[夜力]

U041 \*3

[上力]  
□日式伯式拾捌

U0Z

U044

□平二年以上上日式伯

U0Z

上日式伯式

U0Z

U031

天平六年上等

U0Z \*3

上日式

U0Z

U028 \*3

上等 上日式伯□拾捌  
[参力]

右□  
U0Z \*3

日式伯壹拾漆

U0Z

U028

□捌力□平力  
□天□

U0Z

[日 伯力]  
□式□

U0Z

U030

[上力]  
□等 上日

U0Z

[式伯式拾肆 夜力]  
□□□□□□

U0Z

U031

□上等

U0Z

[伯式拾力] [伯 拾式力]  
□□□□ 夜式□壹□□

U0Z

U044

[上力]  
□□等

U0Z

夜壹仟

U0Z

U026

等 上日式伯式

U0Z

夜式伯壹拾

U0Z

U026

[等力] [式力]  
□上日□□□□□□

U0Z

夜式伯

U0Z

U026

[等力]  
□上日

U0Z

夜式

U0Z

U031

[等力]  
□上日□

U0Z

夜壹

U0Z

U031

□□上日

U0Z

夜壹

U0Z

□ 夜	U02	五考上等	U02	年冊	U040 *4
式伯壹拾陸	U02	〔五カ〕〔上カ〕 □考上等□	U02 *4	左京 □□人 年 右京 □	U040 *4
〔式伯壹拾カ〕 □□□□	U02	五考	U02		U040
日百六□	U045	一考□〔中カ〕	U02	〔壬カ〕 王□百嶋 大倭国	U040 *4
〔十カ〕 □□	U045	□□一考	U02	□□□□三田麻呂 〔宿祢カ〕	U040 *4
□□	U045	考上等	U02	□ 年 大倭□ 〔国カ〕	U040
□□ 日百	U032	□成□〔選カ〕	U02	千足 □	U040
〔補カ〕 □□	U032	〔勤カ〕〔衛如カ〕〔馬カ〕 □謹慎宿□□法便習弓□	U02	〔大カ〕 □ 年卅九 □□国葛農郡 〔背カ〕	U040 *4
夕百六□ (右卜同一木簡ノ削屑カ)	U032	□	U02		
日五十二□	U044	〔謹慎カ〕 □□宿衛 □ (重不書キ)	U02		
夕百七	U02	宿衛如法便習弓馬	U02 *4	□ 年□ 〔冊カ〕	U040
夕廿	U042	〔如カ〕 □法	U042	□ 年卅三	U040
夜百	U043	職掌无失雖□〔解カ〕	U02 *4	大政 □	U043 *4
夜五十	U045	□番上	U02	中務□	U038
夜廿九	U044				

蔵寮	U044 *4	大□□ [舍力]	U02	□□□生 [府力]	U034
人寮	U020	舍人□□	U022	仕丁□□	U044
[散力] □位寮	U026 *4	兵衛无位□	U035 *4	□卅四 (右ト同一木簡ノ削屑)	U044
主殿	U028	中衛	U038	(マヽ) 小子三七人 馬曳□□	U028
衛府	U038	□中衛	U02	人 奴五	U044
内兵庫	U02 *4	[中衛力] □□	U045	三人 婢	U045
政所	U029 *4	中□ [衛力]	U02	□王作	U02
酒司□ □□	U028	□□□右中衛□ [歴力]	U045	□麻呂列□	U037
[膳司力] □□□	U041	番長	U033	従五位下□	U043
大允	U044	七位上守□□佐□□ [行監 伯力]	U038 *4	五位上	U042
丞	U038	[監力] □動十二等笠	U02 *4	[五位下力] □□□	U022
奉膳	U045 *4	権行曹	U034	□正六位上動九等	U043
□史□ [生力]	U030	□生一人 [府力]	U034	従六位□ [下力]	U042

〔從位力〕 □六□	U041	〔大初位上〕 〔初位力〕 大□□上	U040	〔初位力〕 □□上□	U02
〔位美努力〕 □六□下□□□	U043	大初□ 〔位力〕	U040	〔初位下〕 □□□	U040
從七	U042	□大初□	U021	〔初力〕 □□位下	U02
七位下丹比□	U043	〔初力〕 大□□	U02	〔初位下力〕 □□□□	U027
從八位上□麻□庭少□	U040 *4	少初位上石□□真	U040	〔无力〕 □位生	U02
從八位	U02	少初位上御□	U038	〔位力〕 无□□	U02
〔從力〕 □八位□	U042	〔初位上〕 少初位上	U040	□位上周□	U040
□□□□□ 〔從八位力〕	U043	〔位力〕 少初□下	U040	□位上川□	U042
□□□八位上	U02	少初	U040	〔部力〕 □□大鳥□□戸□文部人足□□	U039
〔八力〕 □□位上行大□	U042	□初位上雲□	U040	〔瀨力〕 □□王	U042
八位	U044	□□上□□	U040	□王	U031
〔位力〕 八□	U02	〔初位力〕	U02	〔雲力〕 □宿祢□	U042
〔位力〕 大初□上	U040	□□□□□			

阿奈豊麻	U02	□内馬養	U02	蝮部	U032
〔大 部力〕 □田□	U032	□紀朝臣□	U039 *4	□多治□	U040
大原史□	U042	黄連	U041	〔辺力〕 田□法	U027
大宅朝	U043	日下部	U032	田□〔辺力〕	U027
呂 刑部五百足	U042	〔日力〕 □下部	U042	丈部大	U02
〔他力〕 □田□	U040	倉垣忌寸	U043	丈部□□	U043
忍坂	U042	前東麻□〔呂力〕	U02	〔丈力〕 □部	U036
□□	U026	□枝部根万	U045	□□□□	U038
〔海力〕 □□		坂上□	U032	〔丈力〕 □□□□	
〔貴力〕 □山君□		白猪	U042	〔部力〕 丈□	U042
□解	U042			〔争力〕 秦□足	U026 *5
〔尾力〕 □張連猪村	U040	〔上力〕 □□蘇宜□□	U042	秦子□	U027
〔木力〕 葛□	U028	〔高力〕 □椅□	U045		
□鴨朝	U043	高市□	U040	□□□□ □秦□〔月力〕	U044
□川内	U044	□君八十 竹田麻呂	U041	秦真虫	U030

秦矢	U041	井猪養	U033	浄麻	U041
秦	U039	背忌寸大村	U040	国足	U038
秦	U040	代忌寸	U031	国足	U041
秦	U027	易力	U043	海部	U041
秦	U036	姉女	U045	史国持	U044
秦	U045	伊万呂二百	U035	天	U044
秦	U027	石勝	U038	国持	U044
受船	U042	牛養	U038	子嶋	U043
掘江忌	U043	枝女	U041	古麻	U033
志	U040	奴男君	U027 *5	古麻	U036
宅三使	U023	乙万	U026	讚力	U042
物部知	U038	乙万呂	U026	人給	U041
部力	U044	門部力	U07	足麻	U041
丸木連君連				直常麻	U040

豊国		U038	百万呂	U028	所生	U045
□	□ 刀良	U034	□ 若麻	U028	□ □ □ [職撰力]	U041
□	奈古□	U045	付□村益主	U028	豊嶋郡□□□ [栗力]	U032
□	君 波足	U039	□ 自女 □ □ □	U045	養河内国□	U043 *5
[廣力]	□ 足	U02	右京職	U043	[郡力][在力] □ 部内□ 日根□ □ □ □ □ □ □ □ □ □	U044
□	廣成	U040	大倭国	U045	□ □ □ [尾] [張力]	U029
[廣力]	□ 道	U043	[大倭力] □ □ □	U028	[播力] □ 豆郡	U041
[船力]	□ 守	U037	奈良□	U041		
□	古人	U02	山背□	U040	佐□ □ □ [益郡力]	U032
真君		U028	[国綴喜郡力] □ □ □ □ □ □	U040	□ □ □ [総国]	U040
[葛力]	□ 真□ □	U027	泉津	U020 *5	畔蒜	U042
□	直麻呂	U02	[撰律力] □ □ □	U045	三方□ [郷力]	U036 (039) *5
道麻呂	□	U042	[綱力] □ □ 丁	U045 *5	播磨国	U043
□ □ □	□ □ □ 三田万□ [呂力]	U027	[並力] [槻力] □ □ 嶋上郡高□ □ 所生 (右三片八同一木簡ノ削屑)	U045 *5	周芳	U040

□大住郡	U042	[平年力] □□□	U02	天平九□ [年力]	U034
□国都	U034	天平四	U02	天平九	U030
□国名□	U041	平六	U043	天平九	U036
□吉備□	U042	上品魚者 □□□ [天平七力]	U028 *5	天平□ [九力]	U043
[郡力] □□□原郷□	U045	天平七年	U040	天平□ [九力]	U02
□郡粕栗	U044	平八年正月十一日	U02 *5	□天平	U030
□郡飛□	U045	天平□年三月 [八力]	U045	天□ [平力]	U027
郡坂□ [人力]	U045	天平八□	U028	天平□□	U039
上 御贄年	U045 *5	平八年	U02	天平	U042
[銅年力] 和□五□	U034 *6	[平力] □八年	U041	□□天平□ [□]	U02
養老	U044 *6	[平力] □九年二月	U029	元年	U02
天平二年	U02	天平九年三月□日史生□□ [七力][大力]	U029	□□年七月十 [六力]	U02
平二年	U02	天平九年六月十八日從□位下□ [八力][守力]	U02, U044 *5	□□年三月廿一日□ [八力]	U027
[天力] □平三年	U02				

〔八カ〕  
□年

U02

八月  
〔八月カ〕  
□□□

U045 □七石六十

U035

□

九年二月

U027

九月四日□

U042

〔庸米カ〕  
□□

U031

□九年二月

U043

九月十四

U031

麦□

U028

〔九カ〕〔月カ〕  
□年三□

U02

九月

U041

〔子カ〕  
□□栗□

U045

□二月十九日

U034

十月□

U042

壹荷

U024

□三月

U040

〔月カ〕  
十二□廿六

U042

〔拾カ〕  
□伍隻

U028

三月

U042

〔月カ〕  
□十四日付

U028

□卅根

U028

四月

U044

〔月十九カ〕  
□□□日□□

U042

〔×□□〕  
□三貫一百□

U02

年四月□四

U041

〔月カ〕  
□□廿三日

U045

〔貫カ〕〔錢カ〕  
□七百文 馬功□

U045 \*6

〔年カ〕  
□四月二

U042

月廿五日□〔菌カ〕

U044

〔価錢八百カ〕  
□□□□□□

U02

〔十日カ〕  
□五月□六□

U027

七月十四日

U045

三月小  
四□

U041

直錢三百

U035 \*6

□七月十七日付□

U040

□□□□□ 十一石

U044

錢卅文

U026



□□□鳥	U02	府府府	U025	
□家家家	U041	□鳥鳥鳥	U042	□□□十四人□人廿人皮持□五十人□□七□
□第力	U043	奉奉奉	U043	U02
□有有有	U033	秦秦	U041	廿八日□□
天天天	U044	解	U02	U037
□置日	U030	□番上	U02	U028
□者者者	U041	□三□	U040	U044
□者者者	U030	□四□	U02	
□者力	U041	上日	U02	
□者力	U030	夕廿	U043	
□者力	U031	□舍人	U042	
□者力	U02	□舍人□今人	U042	
□者力	U041	□カ	U042	
□者力	U041	□カ	U042	

調査次数不明

(第一九三次調査B区 第一九七次 第二〇〇次のいずれか)

若桜部

U0Z 二条大路濠状遺構北SD五三一〇(6AFF区)

紫袋紫袋紫袋

U0Z \*6

□ 物部牛養 □ (82) (5) 6 011 JD34 \*2

二条大路濠状遺構南SD五二〇〇(6AFI区)

白口食唐 化火佐 □ 不 □

U0Z \*6

□ 商量 □

U0Z

□ 人毎日 □

U0Z

□ [遠遠力]

遠遠遠遠遠物物物物

U0Z

運塩 □ □ □

U0Z

□ □ 遠遠遠遠

U0Z

□ [卅力]

年 □

□ 大倭 □

U0Z

第二〇四次調査

二条大路濠状遺構北SD五三〇〇(6AFF区)

□ 六枚厨

U0Z

左

79 8 8 065 JD18 \*2

主計 □ [助力]

U0Z

□ [従力]

□ 五位

U0Z

天 □ □

81 8 8 065 JD18 \*2

従八位 □

U0Z

□ □

(83) (5) 5 065 JD19 \*2

少初位上丈 □ □ [部造力]

U0Z

□

(87) (8) 8 065 JD29 \*2

□ 位上百済 □ [王力]

U0Z

□ □

(80) (7) 7 065 JD29 \*2

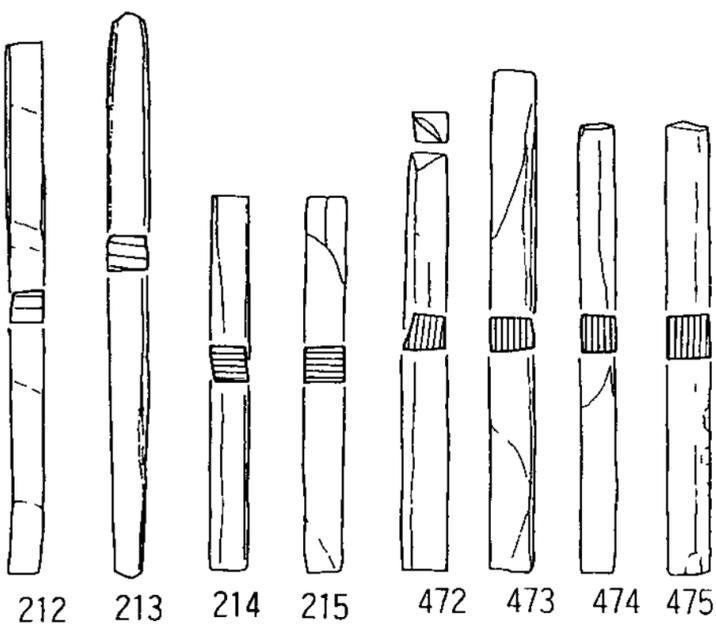


図8 二条大路濠状遺構出土角棒

(212~215 SD5300出土 472~475 SD5100出土  
『干城宮発掘調査出土木簡概報』二四二九三〇  
pl 207 218より転載)

第二〇四次調査出土の右の六占は 元形木製品。既報告(『干城宮発掘調査出土木簡概報』二四二九三〇)の「左」「女」などと記す木簡の類例である。木簡を二次的に整形した製品である事が明瞭な場合には 法量に括弧を付した。  
尚 同形態で墨痕のない木製品は SD五三〇〇 及び二条大路濠状遺構南SD五二〇〇からも出土しており左に参考として図版を掲げる。

平城宮発掘調査出土木簡概報(三十二)(三十四)(三十一)(三十一)訂正

概報二二

四二頁上④

一八頁下⑧

人給味物 「」  
(軸転用前の墨書)

帳 勘帳 天平年月十五日 (題籤軸) (60) 29 5 061 U015  
(概報三一—四〇頁における訂正には誤りかあるため再掲す)

内親王 小治田母百卅五夕百卅四  
「合合合」 右三些親王  
四夕百六十五 「小治治」  
「」 廿五 「」  
「常常合常内内内」  
八升 「内」  
「給内」  
「常 内常 内内」 (132) 40 3 011 U017

三二頁上①

概報二四

安房国安房郡塩海郷鹿屋里戸主日下部小床輸鯨調陸斤 伍拾伍条  
天平七年十月 320 24 4 032 U043

一六頁下② (概報二四、一五頁下⑤と接続につき削除。概報二九て既に訂正済)

三九頁下⑨

伊予国宇和郡調贄 162 26 4 031 U011

「葛丸」  
「林丸」 山代子虫八命 上虎丸品七命  
「原丸」 原兼方品八命 「飯丸」 飯兼方品八命  
「米丸」 米丸部武藏丸 「南丸」 南丸部  
「月丸」 月廿四由由丸丸丸 (233)-(16)-3-081-JD29

概報三〇

三一頁上⑩

八頁中⑨（接統片判明）

伊予国和气瓜参拾志類

89 17 5 031 U046 \*8

恭勤謹慎宿衛如法便習弓馬

U02

三七頁上③

概報三一

○雄  
○天□□

39 20 4 022 U032

一二頁上⑧

天平□年□月十四日少属大□□「智麻呂」  
〔十 五カ〕〔網君カ〕 (181) (7) 3 081 U041

三〇頁上⑥（接統片判明）

備前国上道郡幡多郷拜志里

同□□三十并六 (189) (18) 3 039 U038, U036

三一頁上⑨

伊予国野間郡海藻六斤

185 26 2 011 U039 \*8